

議案第125号

北上市污水处理施設条例の一部を改正する条例

北上市污水处理施設条例（平成7年北上市条例第44号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（準用規定） 第4条 北上市下水道条例（平成7年北上市条例第43号）第2条（<u>第2号及び第3号</u>）を除く。）、第5条、第6条、第7条第1項、<u>第16条から第25条まで、第27条から第30条まで、第32条、第34条及び第35条の規定を準用する。</u>この場合において、「公共下水道」を「<u>污水处理施設</u>」と読み替えて適用する。</p>	<p>（準用規定） 第4条 北上市下水道条例（平成7年北上市条例第43号）第2条（<u>第3号及び第4号</u>）を除く。）、第5条、第6条、第7条第1項、<u>第11条、第14条から第17条まで、第23条から第25条まで、第27条から第30条まで、第32条、第34条（第4号を除く。）及び第35条の規定は、污水处理施設について準用する。</u>この場合において、「公共下水道」とあるのは「<u>污水处理施設</u>」と読み替えるものとする。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月19日提出

北上市長 八重樫 浩 文

提案理由

法令違反時等における排水設備指定工事店の指定取消しを定めるほか、所要の改正をしようとするものである。